

○身体障害者更生訓練費支給要綱を廃止する要綱

身体障害者更生訓練費支給要綱（平成17年4月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による廃止前の身体障害者更生訓練費支給要綱の規定に基づく更生訓練費の支給決定を受けた者（令和7年度に支給決定を受けた者に限る。）で、引き続き同一の障害福祉サービス事業所に通所している者に対する当該更生訓練費の支給については、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。